

三重とこわか国体・三重とこわか大会協賛企業・団体紹介用横断幕・自立式看板の製作及び発送等業務委託仕様書

1 業務名

三重とこわか国体・三重とこわか大会協賛企業・団体紹介用横断幕・自立式看板の製作及び発送等業務委託

2 業務の概要

三重とこわか国体・三重とこわか大会の協賛企業・団体のロゴマークを掲出するため、横断幕及び自立式看板を製作し、発送及び設置・撤去を行う。

3 業務内容

(1) デザインの作成

- ・別紙1「参考デザイン」をもとにデザイン案を3案提出すること。ただし、3案を提出する段階では、横断幕のデザイン案は、幅3.6m×高さ1.8mの規格に限り提出すればよいものとする。
- ・デザインには、下記の内容を盛り込むこと。必要な画像データ(aiデータ等)は、別途委託者から提供する。
 - A 三重とこわか国体・三重とこわか大会のロゴデザイン
 - B 三重とこわか国体・三重とこわか大会マスコットキャラクター「とこまる」
 - C 三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会の協賛企業・団体のロゴマーク(令和3年7月8日(木)時点の協賛企業・団体を掲載)
 - D 「私たちは、三重とこわか国体・三重とこわか大会を応援しています」の文言
- ・掲載企業数は、約100社であり、デザイン案の作成にあたっては、ロゴマークの大きさが協賛区分に応じて①、②、③の順で小さくなるよう調整を行うこと。
 - ① 国体パートナー(11社)及び大会特別協賛企業(1社)
 - ② オフィシャルスポンサー(21社)
 - ③ オフィシャルサポーター(51社)及びオフィシャルサプライヤー(17社※)
- ※ 令和3年7月8日(木)時点の協賛企業・団体を掲載するため、掲載企業数が数社増える可能性がある。
- ・デザイン案3案を提出後に委託者と協議し、1案に決定する。その後、各規格の横断幕及び自立式看板についてデザインの校正を2回程度行うこと。
- ・各規格の横断幕及び自立式看板の最終のデザインデータ一式(aiデータ及びPDF)をCDまたはDVDにより令和3年8月25日(水)までに納品すること。

(2) 横断幕の製作

(1) で決定したデザインの横断幕を製作する。

- ①素 材 メッシュターポリン（白色）
※防炎加工済であること。
- ②規 格 別紙2「横断幕の規格」のとおり
- ③印 刷 フルカラー印刷（片面）
※雨に晒されても色落ちしないようにすること。
- ④製作数 幅 8.6m×高さ 0.75m：1 枚
幅 5.0m×高さ 0.9 m：16 枚
幅 4.5m×高さ 1.2 m：1 枚
幅 3.6m×高さ 1.8 m：48 枚
幅 3.6m×高さ 1.6 m：1 枚
幅 3.0m×高さ 1.0 m：1 枚
- ⑤その他
 - ・外周はPPロープ5mmで縫い込み補強する。
 - ・全ハトメの数と同じ本数のクレモナロープ（白色）を同梱すること。
※クレモナロープの長さ、太さは別紙2「横断幕の規格」のとおりとすること。
 - ・ハトメは真鍮製、内径12mm、外径23mmとすること。

(3) 自立式看板の製作

(1) で決定したデザインの自立式看板を製作する。

- ①素 材 板面：アルミ複合板
自立部分：角材（白色）
※自立部分は、別紙1「参考デザイン」の「2 自立式看板」の赤枠部分を参照。
- ②大きさ 幅 1.0m×高さ 2.0m
※高さは 2.0mには、自立部分を含むものとし、自立部分の高さは 0.1m以内とする
- ③印 刷 フルカラー印刷（片面）
※雨に晒されても色落ちしないようにすること。
- ④製作数 2枚

(4) 発送及び設置・撤去

下記のとおり発送及び設置・撤去を行うこと。自立式看板の設置については、強風に耐えうるような方法を取ることとし、荒天時には、委託者の指示に従い速やかに撤去や再設置等の対応を行うこと。ただし、荒天時の撤去及び再設置については、自立式看板1枚につき1度に限るものとする。

なお、撤去後の自立式看板については、受託者が適切に処分を行うこと。

- ①横 断 幕 別紙3「横断幕送付先一覧」で指定した送付先へ令和3年8月25日（水）までに発送すること。

②自立式看板 別紙4「自立式看板の設置場所及び設置・撤去日程」で指定した場所へ令和3年9月25日(土)に設置を行い、別紙4「自立式看板の設置場所及び設置・撤去日程」で指定した撤去日に撤去を行うこと。

4 業務完了報告

受託者は、委託業務が完了したときは、遅滞なく完了報告書を、自立式看板の設置前後の状況が分かる写真等を添えて、委託者に提出すること。

5 その他

- (1) 見積もりにはデザイン料や印刷代等、納品にかかる全ての経費を含めること。
- (2) 納品書及び請求書の宛名は「三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会 会長」とすること。
- (3) 成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、成果物の引渡しをもって委託者に譲渡されるものとする。また、受託者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって行使しないものとする。
- (4) 契約の締結後において、実行委員会の地位が承継された場合、本契約当事者の地位も承継されるものとする。
- (5) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (6) 受託者が(5)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県が定める「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱」第7条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (7) 三重とこわか国体・三重とこわか大会の中止、延期、規模縮小等が決定した場合の業務内容及び委託額等の取扱いは、委託者と受託者が協議のうえ、決定すること。
- (8) 三重とこわか国体・三重とこわか大会の中止、延期、規模縮小等が決定した場合、受託者は委託者から中止等が決定した旨の連絡があるまでの間に準備、製作した業務に係る費用を積算したものを、委託者の指定する日時までに提出すること。
- (9) 本仕様書に定めのない事項及び不明な事項が生じた場合には、その都度委託者と受託者が協議のうえ、決定するものとする。